

## 第9章 資料集

### 1 策定の経緯

#### (1) 埼玉県障害者施策推進協議会での審議

本県では、障害者支援計画の策定、変更、障害者施策の監視、計画の進行管理について調査審議するため、「埼玉県障害者施策推進協議会」を設置しています。

本協議会は、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する、執行機関の附属機関です。

※ 執行機関の附属機関とは、執行機関である地方公共団体の長が、行政執行の前提となる調査、調停、審査などを行わせるために、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、協議会などの機関を指します。

開催月		内容
平成29年	2月	平成28年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第4期埼玉県障害者支援計画のモニタリング検討結果について ・第5期障害者福祉計画に係る基本方針について
	6月	平成29年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第5期埼玉県障害者支援計画の策定について ア 策定方針及び策定スケジュールについて イ ワーキングチームの編成及び今後の進め方について ウ 障害者団体ヒアリングについて
	9月	平成29年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第5期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言について ・第5期埼玉県障害者支援計画への埼玉県手話言語条例の反映について ・第5期埼玉県障害者支援計画の骨子（案）について
	12月	平成29年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第5期埼玉県障害者支援計画（案）に係る県民コメントの実施について
平成30年	3月	平成29年度第4回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第5期埼玉県障害者支援計画（案）について

## (2) 埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングチームでの検討

本協議会の委員によるワーキングチームを結成し、第5期計画策定に対する提言案について検討しました。

チーム	開催日	テーマ
Aチーム	平成29年7月14日(金) 平成29年9月1日(金)	「理解を深め、権利を護る」 「共に育ち、共に学ぶ教育を充実する」
Bチーム	平成29年7月18日(月) 平成29年8月22日(火)	「地域生活を充実し、社会参加を支援する」、「安心・安全な環境をつくる」
Cチーム	平成29年7月19日(水) 平成29年8月21日(月)	「就労を進める」

## (3) 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会からの意見聴取

本協議会では、埼玉県手話言語条例に基づき、障害者計画において手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定めるため、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から意見聴取を行いました。

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会は、埼玉県手話言語条例第7条に基づき、県が設置する、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者との協議の場です。

## (4) 障害者団体からのヒアリング及び書面による意見聴取

県は、県内の障害者及びその家族を会員とする障害者関係団体から、障害者の現状と課題について、ヒアリングによる意見聴取を行いました。

開催日	団体名
平成29年7月24日(月)	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会 埼玉県発達障害福祉会、埼玉親の会「麦」、 きょうされん埼玉支部
平成29年7月25日(火)	埼玉県自閉症協会、埼玉県身体障害者福祉協会、 埼玉県障害難病団体協議会、埼玉県精神障害者家族会連合会 埼玉県障害者協議会
平成29年7月26日(水)	埼玉障害者自立生活協会、埼玉県聴覚障害者協会、 埼玉高次脳機能障害連合会、
平成29年7月27日(木)	埼玉県視覚障害者福祉協会、埼玉県手をつなぐ育成会、 日本てんかん協会埼玉県支部、 埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会

【ヒアリング実施団体】(17団体)

## (5) 市町村との連携

県による広域的調整と市町村計画との整合性を図るため、市町村向け説明会を開催しました。

国基本指針における考え方、それを踏まえた本県の考え方及び計画策定における留意事項などを説明するとともに、質疑応答による確認などを行いました。

開催日	内容
平成29年7月14日（金）	第5期障害福祉計画策定について ・国基本指針について ・県の基本的な考え方について ・数値目標の設定に係る県の考え方について ・サービス見込量（活動指標）に係る県の考え方について ・県と市町村との関係について ・地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について ・今後のスケジュールについて ・質疑応答

## (6) 埼玉県社会福祉審議会及び埼玉県自立支援協議会への報告

埼玉県社会福祉審議会に本計画の策定状況を報告し、意見や要望を伺いました。

開催日	報告先
平成29年10月27日（金）	埼玉県自立支援協議会
平成29年11月20日（月）	埼玉県社会福祉審議会
平成30年 2月13日（火）	埼玉県自立支援協議会

## (7) 県民コメントの実施

県民の皆様から幅広い意見をお伺いするため、県民コメントを実施しました。

144件の意見をお寄せいただき、計画への反映に努めました。

実施時期	内容
平成30年2月13日（火）～ 平成30年3月12日（月）	第5期埼玉県障害者支援計画（案）について

【埼玉県障害者施策推進協議会委員名簿（順不同、敬称略）】

氏名	所属及び職名	ワーキングチーム
宗澤 忠雄 ◎	埼玉大学教育学部准教授	Bチーム ○
高木 憲司	和洋女子大学家政福祉学類准教授	Cチーム ○
岩崎 香	早稲田大学人間科学部准教授	Aチーム ○
麩澤 稔	埼玉県障害者協議会評議員	Bチーム
坂本 さとし	埼玉障害者自立生活協会代表	Aチーム
岡村 淳子	埼玉県視覚障害者福祉協会代表理事	Bチーム
岡野 敏昭	埼玉県聴覚障害者協会	Bチーム
関口 正彦	埼玉県身体障害者福祉協会評議員	Aチーム
若山 孝之	障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会事務局長	Bチーム
田村 文子	埼玉県障害難病団体協議会運営委員	Cチーム
永井 陽子	埼玉県手をつなぐ育成会副理事長	Bチーム
佐川 まこと	埼玉県精神障害者家族会連合会理事	Bチーム
島村 千明	日本てんかん協会埼玉県支部	Bチーム
小材 由美子	埼玉県自閉症協会会長	Aチーム
加藤 昇	公募委員	Cチーム
沼崎 則子	公募委員	Aチーム
白石 孝之	埼玉県発達障害福祉協会副会長	Bチーム
神月 晶子	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会労働支援部会長	Cチーム
細野 浩一	きょうされん埼玉支部副支部長	Aチーム
鈴木 勇	埼玉労働局職業安定部職業対策課障害者雇用担当官	所属なし

◎：会長

○：チームリーダー

【埼玉県手話環境整備施策推進懇話会委員名簿（順不同、敬称略）】

氏名	所属及び職名	分野
平野 方紹 ◎	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	学識経験者
小出 真一郎	埼玉県聴覚障害者協会代表理事	聴覚障害者団体関係
永井 紀世彦 ○	埼玉聴覚障害者福祉会理事長	聴覚障害者支援機関 の関係者
川津 雅弘	埼玉聴覚障害者情報センター所長	
柳田 美佐	埼玉県手話通訳問題研究会運営委員長	手話通訳関係者
貝野 一雄	埼玉県手話通訳問題研究会組織部長	手話通訳関係者
池田 宏	県立特別支援学校坂戸ろう学校校長	学校教育関係者
増田 正夫	県教育局義務教育指導課教育指導幹	学校教育関係者
大高 みゆき	朝霞市障害福祉課主幹兼課長補佐	障害福祉関係行政職員
鈴木 淳子	県福祉部障害者福祉推進課社会参加推進・芸術文化担当主幹	障害福祉関係行政職員

◎：座長、○副座長

## 2 障害者に関するマーク

---

障害者に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標示があります。

これらのシンボルマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体等が独自に提唱しているものなどがあります。

障害の中には心臓や腎臓など、外見からは分かりにくい身体内部の機能の障害があります。




このような「内部障害者」は、長時間立っていることがつらいなど、日常の生活に大きな支障がある方も多く、外見では障害があることが分からなくても電車内で「優先席」を利用する必要があります。



また、聴覚障害者（難聴者、中途失聴者、ろう者）は、会話にによる意思の疎通が難しく、日常生活で苦労されています。

見た目には障害が分からないために、誤解されたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便があります。

一人一人がマナーと思いやりを持って、障害のある、なしに関わらず暮らしやすい社会を作っていけるよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。

シンボルマーク	マークの名称	概要
	障害者のための国際シンボルマーク	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「全ての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	身体障害者標識	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	聴覚障害者標識	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	盲人のための国際シンボルマーク	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
	耳マーク	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>

	<p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見掛けた場合は、御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>オストメイトマーク</p>	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。このマークを見掛けた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p>	<p>「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望している方がいます。このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
	<p>障害者雇用支援マーク</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくをお願いします。</p>

	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
	<p>ヘルプマーク</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>



### 3 用語解説

#### 【あ行】

用語	解説
アニマルセラピー	動物と触れ合うことによる情緒的な安定、レクリエーション、QOLの向上などを主な目的とした触れ合い活動。
伊豆潮風館	障害者とその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他の休養の機会を提供するため、バリアフリーに対応した温泉付き宿泊施設として本県が静岡県伊東市に開設した障害者更生センター。一般県民の利用も可能。
一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。一方、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労という。
癒しの園芸活動	草花や野菜の栽培などを通じて心身の機能回復や健康維持を図る園芸療法。本県が見沼田圃内に開設した見沼福祉農園において、障害者が農業を通じて自然と、収穫する喜びを味わうとともに、障害者相互や地域との交流を図っており、園芸療法としての効果が期待できる。
医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
インクルーシブ教育システム (inclusive education system)	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。
NPO (Non Profit Organization)	広義では非営利団体のこと。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。
おおぞら号	障害者団体などが更生訓練、研修などを行う場合に、県が貸し出す車椅子用リフト付き大型バス（座席29、補助席7、車椅子固定席2）。費用は無料（有料道路料金などは実費負担）。

#### 【か行】

用語	解説
介護すまいる館	さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、福祉及び介護用品の総合展示館。福祉用具やユニバーサルデザイン商品の展示販売及び相談を実施している。

強度行動障害	自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。
居宅介護	障害福祉サービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
グループホーム (共同生活援助)	障害福祉サービスのひとつ。共同生活を行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。
欠格事由	欠格条項。障害などの理由で一律に資格や免許を与えないこと。障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう、対象となる全ての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとることとしている。
県政世論調査	県民の県政に対する要望、意見、生活意識などを把握するため、本県が年1回実施している調査。調査員による個別面接方式により聴取している。
高次脳機能障害	病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能に障害が現れた状態をいう。
高次脳機能障害者支援センター	県総合リハビリテーションセンター内に設置されている、高次脳機能障害者本人や家族、関係機関からの相談に対応するための総合相談窓口。
更生相談所	18歳以上の障害者の福祉について、相談や、医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所がある。本県ではどちらも上尾市にある総合リハビリテーションセンター内に設置されている。
工賃	就労継続支援B型事業者が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。工賃、手当、賞与その他実際に支払う際の名称は問わない。
行動援護	障害福祉サービスのひとつ。自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
高等看護学院	熊谷市に設置されている、看護師としての必要な知識及び技術に関する専門教育を行う県立の専門学校。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

高齢者等感応信号機	障害者や高齢者などに対する利便性を考慮し、横断歩行者の表示時間を通常より長くする機能を有する信号機。専用の押ボタン（白色）を押した場合に表示時間が変わる。また、障害者や高齢者などが携帯する小型発信器から発せられる微弱電波を受信することにより、押ボタンを押したことと同様の機能を有する。
国際生活機能分類（ICF）	人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機構（WHO）総会において採択された、健康状態、心身機能、障害の状態を相互影響関係及び独立項目として分類し、当事者の視点による生活の包括的・中立的記述を狙いにする医療基準。それまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子などの観点を加えている。

### 【さ行】

用語	解説
埼玉県高齢者支援計画	介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」及び老人福祉法に基づく「老人福祉計画」として位置付けられる、本県における高齢者の総合計画。
埼玉県5か年計画	本県が策定する5年ごとの県政運営の指針となる総合計画。本計画の上位計画。「希望と安心の埼玉」、「活躍と成長の埼玉」、「うるおいと誇りの埼玉」、の3つの将来像の実現を目指すことを掲げている。
埼玉県子育て応援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置付けられる、本県における少子化対策・子育て支援策の総合計画。
埼玉県障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条の規定により、①障害者計画の策定に意見を述べる、②障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視する、③障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理するために設定された執行機関の附属機関。
埼玉県地域福祉支援計画	社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置付けられる、本県における広域の見地から市町村の地域福祉の推進を支援する計画。

埼玉県地域保健医療計画	医療法に基づく「医療計画」及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「医療費適正化計画」として位置付けられる、本県における保健医療に関する総合計画。
埼玉県福祉のまちづくり条例	障害者、高齢者をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会を実現することを目指して、平成7年3月20日に制定された条例。平成8年4月1日から全部施行。本条例では、障害者、高齢者などが円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進などを推進するため、県、事業者、県民の責務や生活関連施設の整備基準及び届出の手續などを定めている。
埼玉県立大学	越谷市に設置されている、福祉、保健、医療の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るため、更には、本県の福祉、保健、医療に関する教育・研究の中核となって地域社会に貢献することを目的とする大学。
サービス管理責任者	障害者総合支援法において、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図る観点から事業所ごとに置かれることになった職種。利用者ごとにサービス内容を定めた計画を作成したり、定期的にその評価を行ったりし、サービス提供全般の責任を担う。
サポート手帳	発達障害児（者）が乳幼児期から成人期に至るまで、一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうために本県が作成した手帳。ライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有できる「相談支援ファイル」、医療機関に提示して配慮が必要な点を理解してもらうための「サポートカード」から成る。
支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外に必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
視覚障害者誘導用ブロック	いわゆる「点字ブロック」のこと。視覚障害者に対する誘導や段差の存在などの警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する線上ブロックと、段差の存在などの警告や注意喚起を行うための点状ブロックがある。形状、寸法などはJISで規格化されている。
視覚障害者用付加装置（音響式信号機）	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置。

施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
市町村障害者就労支援センター	障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として県内の市町村が設置している機関。そのセンターのある市町村内に在住の者、若しくは勤めている者を対象としている。県内41の市町村に設置されている。
児童委員	児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童委員は民生委員を兼ねることとなっている。
児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないが、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人。
社会福祉協議会	地域福祉及びその技術の普及推進と、民間福祉事業やボランティア活動の推進、支援を目的としている民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められており、国、都道府県、特別区、政令指定都市（行政区＝地区）、市町村単位で組織されている。基本的には社会福祉法人格を持つこととなっている。運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開している。
社会モデル	障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。
就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。
重度障害者等包括支援	障害福祉サービスのひとつ。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
障害児支援利用計画	障害児通所支援事業を利用する際、障害児の心身の状況や環境、保護者の意向などを踏まえて作成する。
障害児・者生活サポート事業	在宅障害児（者）の社会活動などを支援するため、一時預かりや送迎など、障害児（者）及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間団体に県、市町村が補助を行う事業。
障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき提供されるサービス。障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律。
障害者権利擁護センター	さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、障害者虐待に関する通報及び相談窓口。本県からの事業委託により運営されている。なお、市町村担当課（市町村障害者虐待防止センター）も通報又は届出の受付の窓口になっている。
障害者交流センター	さいたま市浦和区に設置されている、障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開している施設。
障害者雇用サポートセンター	さいたま市浦和区にある浦和合同庁舎内に設置されている、県内の企業及び就労支援機関の障害者雇用をサポートするため、①企業への雇用支援、②就労支援機関への支援、③企業ネットワークの構築と運営、④相談事業、などの事業を実施する機関。
障害者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合。平成30年4月1日から民間企業2.2%（2.0%）、国・地方公共団体など2.5%（2.3%）、都道府県などの教育委員会2.4%（2.2%） ※（ ）内は平成30年3月現在。

障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条第1項に基づき設置される。障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う場。
障害者歯科診療医	障害者歯科診療所及び埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターと連携し、次のような役割を担っている歯科診療医。 ① 地域における歯科診療の担当者として障害者などの歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行う。 ② 必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受入を行い、地域の障害者等歯科保健医療を推進する。 ③ 障害者などの歯科保健、医療を推進する。
障害者歯科診療所	障害者（寝たきりの高齢者を含む）に歯科治療を行う診療所。一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。
障害者社会参加推進センター	さいたま市浦和区にある障害者交流センター内に設置されている、県からの委託により生活相談や各種研修事業などを実施している機関。
障害者社会復帰・訓練支援センター	上尾市にある総合リハビリテーションセンター内に設置されている、障害者の就労や在宅生活などの社会復帰を目指し、一定の期間、必要なサービスを提供する通過型の施設。
障害者週間	国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間とされ、様々な啓発活動が実施されている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。県内には10か所設置されている。
障害者職業センター	さいたま市桜区に設置されている、障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害者、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主、障害者の就労を支援する関係機関に対して支援・サービスを提供している施設。

障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき提供されるサービス。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の15種類となる。
小児慢性特定疾病	児童福祉法に基づき、児童慢性疾病のうち国が指定する疾病。
消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上相談実施などが要件となっている。埼玉県消費生活支援センターは4か所（川口、川越、春日部、熊谷）に設置されており、川口では商品事故などの原因究明のための商品テストも行う。
ジョブコーチ	職場又は職場への定着に際して課題のある障害者に対して、事業所へ一定期間派遣となり、引き続き職場で安定して働くことができるように、障害者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う人。
ジョブサポーター	障害者やその家族、雇用されている事業主からの要請に応じて、職場に派遣となり、職場の習慣や人間関係に適応し働いていけるようサポートする者。
自立訓練	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付。原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し10%を自己負担する。
自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定により地方公共団体が設置する協議会で、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、関係機関や関係団体並びに障害者等で構成される。現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっている。
自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。



新生児聴覚検査	生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。検査は自動聴性脳幹反応（自動ABR）で行う。「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。
身体障害者相談員	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。
身体障害者手帳	身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長、中核市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
身体障害者補助犬	視覚、聴覚、肢体に障害のある者の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。
ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具。原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。
生活介護	障害福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
生活の質 (QOL : Quality Of Life)	一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。QOLの「幸福」とは、身心の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーション活動、レジャーなど様々な観点から計られるもので、個人の収入や財産を基に算出される生活水準とは分けて考えられるべきものである。
精神医療センター	伊奈町に設置されている、県立の精神科病院。小・中学生が安心して治療に専念できる院内学級を備えた児童・思春期病棟、急性期病棟、アルコール・薬物依存症病棟などがあり、入院診療と外来診療を行っている。精神保健福祉センターと隣接している。
精神科救急情報センター	伊奈町にある精神保健福祉センター内に設置されている、夜間及び休日において、精神疾患を有する方や、その家族などからの緊急的な精神医療相談を電話で受け付ける機関。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行う。

精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
精神保健福祉センター	伊奈町に設置されている、県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業、自立訓練施設及び精神科デイケアの運営、精神科救急情報センターの運営などを行っている。精神医療センターと隣接している。
成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。
総合教育センター	行田市に設置されている、教職員の資質向上を図り、「学びのネットワークづくり」を進め、研究、研修、相談の各事業を実施する機関。
総合リハビリテーションセンター	上尾市に設置されている、障害者のリハビリテーション活動の県内中心施設。障害者の自立と社会参加を目指し、相談・判定から医療、職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションサービスを提供するとともに、リハビリテーション関係者の技術向上を支援している。
相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

### 【た行】

用語	解説
第三者評価	社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

多機能トイレ	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト（人口肛門・膀胱造設者）対応水洗器具、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、障害者、高齢者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレ。
短期入所	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
地域移行支援	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。
地域活動支援センター	障害者総合支援法に定められている、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。
地域支え合いの仕組み	元気な高齢者などが援助の必要な高齢者などの生活支援を行い、その謝礼を地域商品券などで受け取る仕組み。愛称は「安心おたすけ隊」。
地域支援マネジャー	市町村、事業所、医療機関等との連絡、調整、助言等を総合的に行い、市町村や障害児通所支援事業所などが発達障害児（者）の特性に沿った対応ができるよう調整する者。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障害者の地域生活を支援する体制。
地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。
地域療育センター	発達障害の特性が気になる子供に対し、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育て支援を行う施設。
知的障害者相談員	知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。
中核発達支援センター	医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育を一貫して行う拠点施設。
定期巡回・随時対応サービス	平成24年度から開始された介護保険制度における介護サービスの一つ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、①1日複数回の定期的な訪問、②24時間いつでも連絡・相談が可能な体制、③要請に応じての24時間対応の随時訪問、の3つのサービスがセットで、1か月当たり定額で利用できる。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の安心感が増すとともに、介護する家族の負担を軽減するサービスとして期待されている。

点字図書館	視覚障害者に対して、点字図書や録音図書の貸出及び閲覧を主な業務とし、併せて、点訳・朗読ボランティアの指導育成などを行っている施設。本県には県立熊谷点字図書館（熊谷市）と埼玉点字図書館（さいたま市）の2施設が設置されている。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障害者のために点字の書籍や文書を作成する者。
同行援護	障害福祉サービスのひとつ。視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
常盤高等学校	さいたま市桜区に設置されている、本県唯一の県立の看護師養成高等学校。
特定疾患	いわゆる難病のうち、国が指定する特定疾患治療研究事業の対象となる疾患と、本県が単独で指定する疾患を併せたもの。
特別支援学級	小学校及び中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
特別支援教育支援員	発達障害に限らず、知的障害を中心に、主に生徒本人の支援に重きを置いた専門職。

## 【な行】

用語	解説
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（難病の患者に対する医療等に関する法律第1条）
難病相談・支援センター	蓮田市にある国立病院機構東埼玉病院内に設置されている、難病患者などの療養上、生活上の悩みや不安などの解消を図るとともに、電話や面接などによる相談、患者会などの交流促進、就労支援など、難病患者などがもつ様々なニーズに対応することを目的とした機関。

ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。
ノンステップバス	誰でもバスの乗り降りがしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス。

## 【は行】

用語	解説
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援地域協議会	発達障害者支援法第19条の2に基づき設置される、発達障害者とその家族や関係者が、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する会。
発達障害者支援センター	発達障害者支援法第14条に基づき設置される、発達障害に係る相談支援や福祉、保健、労働、教育などの支援者に対する助言などを行う機関。
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援する施設。
バリアフリー	障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
ハローワーク	公共職業安定所。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。
ピア・カウンセリング	カウンセリング技術を身につけた障害者が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。
避難行動要支援者	障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難行動要支援者名簿	災害時の避難行動要支援者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、予め平常時から避難行動要支援者の個人情報把握した名簿。

ファックス110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。
福祉サービス利用援助事業	知的障害・精神障害のある者や高齢者に対し、福祉サービス利用の手続き援助や日常的金銭管理を手伝う事業。
福祉避難所	障害者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別の配慮がなされている避難所。
福祉有償運送	タクシーなどの公共交通機関によっては身体障害者や要介護者などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、非営利法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人などの会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービス。
放課後児童健全育成事業	昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を授業の終了後又は休日に通わせ、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流などの便宜を供与する。
防災カード（ヘルプカード）	災害時に避難行動要支援者へ効果的な救援・援護活動が行われるために、避難行動要支援者が予め必要としている援助の内容を記載して、日頃から携帯しておくことを目的としたカード。

## 【ま行】

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねることとなっている。
メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などの項目がある。
盲ろう者	視覚障害と聴覚障害が重複している者。

【や行】

用語	解説
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていくとする考え方。
要援護高齢者支援ネットワーク	認知症高齢者などの援護を必要とする高齢者が安心した生活を営めるよう、県内市町村が日常生活の見守りと支援を行うネットワークを形成するもの。特に、民生委員や在宅福祉事業者などに加え、新たに電気、ガス、水道、新聞、牛乳及び乳酸飲料販売、郵便局、金融機関などの地域で高齢者などと接する機会の多い事業者などの協力を得ることで、より多くの地域の情報が市町村に集約されるようになり、高齢者などをめぐる様々な問題が未然に防止されることが期待されている。
要約筆記	聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を取得し、聴覚障害者のために要約筆記をする者。

【ら行】

用語	解説
ランニング備蓄	災害時に必要な医薬品などを薬局などの在庫で賄い、期限切れやロスなどの軽減を図るシステム。
リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
療育手帳	知的障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づき障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。

朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を取得し、視覚障害者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする者。
療養介護	障害福祉サービスのひとつ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

【わ行】

用語	解説
ワークシェアリング	勤労者同士で雇用を分け合い、一人当たりの労働時間を短縮することによって、社会全体の雇用者数の増大を図るという考え方。